慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近代中国憲法学の誕生と明治憲法学
Sub Title	The influence of Meiji constitutional jurisprudence on the birth of that of modern China
Author	呉, 迪(Wu, Di)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2020
Jtitle	慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 (Proceedings of Keio University Graduate School of Law Studies in Law and Politics). No.60 (2020.) ,p.1- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069591-00000060-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代中国憲法学の誕生と明治憲法学

呉　迪

はじめに
一　「近代中国憲法学」の草創期——予備立憲運動以前の憲法学の著作
㈠　湯寿潜の『憲法古義』
㈡　王鴻年の『憲法法理要義』
二　留日学生における憲法学研究の集大成——保廷樑と『大清憲法論』
㈠　保廷樑と『大清憲法論』登場の背景
㈡　国権憲法学の基本的理論構造
㈢　国権憲法学の特徴
㈣　保廷樑の憲法学者育成論
三　憲法草案に見る憲法学——張伯烈と『仮定中国憲法草案』
㈠　張伯烈と『仮定中国憲法草案』の構成
㈡　『仮定中国憲法草案』の背景たる憲法学体系
㈢　『仮定中国憲法草案』の特徴
四　辛亥革命以降の君主制憲法草案——馬吉符と『憲法管見』
㈠　馬吉符と『憲法管見』の構成
㈡　『憲法管見』の分析
おわりに

はじめに

明治憲法の制定過程において、井上毅はヨーロッパにおける主権概念とドイツの国権理論を踏まえ、「歴史的正統性を呈示し、新たな法秩序を創造する」[1]ための独自の憲法的概念としての「統治権」を編み出した。その後の明治日本の憲法学においては、主権と統治権はある程度同じ意味を有していたが[2]、日清・日露戦争後、両概念は近代中国に受容され、近代中国憲法学の基盤を打ち立てた。だが、近代中国における両概念のそれぞれの意味内容は次第に分離しはじめ、憲法制定と憲法学の誕生過程で重要な基本概念となる。

筆者はこれまで、近代中国における憲法の基本概念の受容と草案を含む憲法の制定について研究を行ってきた[3]。本稿では、近代中国憲法学の誕生過程に明治日本の影響を尋ねることにしよう。

周知の通り、明治日本の憲法学は、明治憲法をめぐる解釈の中に生まれた[4]。その一方、近代中国の場合、まず、清国の滅亡までのいわゆる「予備立憲」といわれる期間に、清国には憲法典が存在せず、「予備立憲上諭」や「欽定憲法大綱」など憲法の準則を規定する綱領的な文書が公布された。その後、中華民国初期の袁世凱の帝制運動の期間にも、正式な憲法規範は公布されなかったものの、それらの文書の存在は、近代期中国の憲法学が、憲法の定立後にそれを解釈する中で成立した明治憲法学の方法とは異なり、制定される以前からより広い目的で憲法を主題として論じ、かつ憲法制定に向けた「自主的」な知の営みがあったことを示している。

本稿では、清末民初期の五つの憲法学の著作を取り上げ、そこにおける主権・統治権に関する議論の明治憲法学的要素を明らかにし、近代中国の憲法学の全体像を描き出したい。

ここで、以下で本稿の扱う「近代中国憲法学」の定義を明らかにしておこう。

中国の学界における通説的見解[5]によると、今日に至るまで、中国憲法学には四つの時期があった、と言われている。第一期は、憲法や議会などに関する中国人の理解が「直観から理性に進んだ[6]」一九世紀末から二〇世紀初頭の辛亥革命までの期間である。第二期は、憲法理論に関する知識が体系化された形成期（一九一一年から一九三〇年）で、第三期は、憲法学教育が発展し、五権憲法を中心とする憲法研究が深まった発展期（一九三〇年から一九四九年）である。そして、第四期は一九四九年以降の、マルクス主義及び中国共産党の指導の下にある「新中国憲法学期（中華人民共和国が成立後に迎えた、唯物論的方法を用いて研究を行う新しい憲法学の発展期を示す―筆者）」である。しかし、筆者は、この政治変遷を基準として区分する方法は、以下の理由で適当ではないと考えている。

先ず、通説が憲法規範の創設と憲法学の形成とを同一視することに対し、筆者は反対する。周知の通り、憲法思想と憲法解釈学とは同一ではない。憲法の制定は規範文書の作成なので、政治や法律の制度形成的範疇に属するが、憲法思想は、政治または法律に関わる断想も当然に含み得るので、広義の思想史の範疇に属し、またそれ自体として体系性を目指すものでもない。一方で、憲法学の誕生は憲法規範の制定を前提としているが、憲法学は憲法の条文から相対的に独立して成立するだけではなく、憲法が実定法として施行されている間には、「歴史的状況に応じて、憲法の解釈にも幾多の変遷[7]」が生じ、憲法の改正を促す場合もある。そのため、憲法学を憲法や憲法思想から区別して、研究上一つの独立した対象として位置付ける必要があろう。

そして筆者は、近代期中国における最も注目すべき憲法制定期とは、なによりも清国末期から袁世凱政権期までと考えている[8]。というのも、袁世凱以降の中国における憲法制定は、各政権による「政治利益の為の権力闘争[9]」の場とされ、また「政治分贓（政治上の不当な権利や利益を分けること）[10]」の道具とみなされることが多いからである。これに対し、清末民初期の憲法制定では、憲法に関する議論が極めて盛んに展開され、明治憲法学が素材として用いられながら、西洋や日本の憲法理論を参照して、中国独自の憲法理論が確かに作られようとした。その過程は、極めて創造

性に富んだ立法的模索の期間であったと、筆者は考える。だが、袁世凱死後、孫文の五権憲法理論の解釈をはじめ様々な憲法理論が作られたが、それらはもとより体系化された憲法学説と言ったものではなく、一九二八年に南京国民政府による全国統一から一九四六年の解放戦争開始まで、中華民国は形式上の憲法さえもなかった。

上述のように筆者は、近代期中国の憲法学を歴史的に語るにあたっては、清末民初期の憲法学と、中華人民共和国の建国以降の憲法学とを区分して論じることが必要であると考える。本稿において「近代中国憲法学」と表記する際には、この区分の前者の時期、すなわち清末民初期の憲法学を主に指すものとしたい。

一　「近代中国憲法学」の草創期――予備立憲運動以前の憲法学の著作

日清戦争以降、中国の知識人たちは、科学技術だけではなく、日本や西洋の政治制度にも関心を持ち始めた。それに伴い、日本の憲法・憲政に学ぼうとする動きが現れた。「予備立憲上諭」を公表する一九〇六年までの時期は、「近代中国憲法学」の草創期であると、筆者は考える。

この時期の代表的な憲法論者は湯寿潜と王鴻年であり、湯は西洋と日本の憲法及び憲政との比較を通じて、古代中国にも既に憲法と憲政が存在したことを唱え、その所論は彼の著作『憲法古義』に窺うことができる。だが、『古義』は主権と統治権に関する言及はしていない。これに対して王は、穂積八束の天皇主権説と統治権主・客体論を手本として、欧米諸国の憲法と比較し、草創期の「近代中国憲法学」の代表的な著作である『憲法法理要義』を著した。先ず、予備立憲が開始される前のこの二人の憲法論者の著作を分析したい。

㈠　湯寿潜の『憲法古義』

1　湯寿潜と『憲法古義』の基本構造

湯寿潜（一八五六～一九一七）[11]は清末民初期の啓蒙思想家で、立憲派の代表的な人物である。彼は鄭観應の『盛世危言』が出版される四年前、即ち一八九〇年に『危言』を著して、「清国政府の時弊を全面的に指摘して、体系的な変法維新の主張を提言した」[12]。しかし現代中国の法制史学者、王人博によれば、湯が『危言』を執筆した際には、「中国の儒教の伝統は、中国が西洋憲政制度を体験し、それを考察するについての最も重要な文化的資源であった。西洋の憲政制度と憲政文化は中国伝統文化の眼鏡を通じて認識された。西洋の議会制度も、西洋文化から分離され、嚙み砕いて、中国の文化に適合する形で受け入れられた」[13]。王人博のこの指摘は、湯の『憲法古義（以下、『古義』）』にも明確にあてはまる。

今日、湯が一九〇一年に書いた『憲法古義（全三巻）』は「中国初の憲法学の著作」であり、「近代中国人が西洋の立憲民主政治を価値基準として中国政治史・文化史を研究した初の著作」[14]であると評価されている。しかし、湯本人は、「私は中国の伝統教育を受けた者で、東西洋諸国へ行く事はなかった。各国事情も中国語の翻訳を通じて上辺しか知らない」と語っている[15]。『古義』も例に漏れず、湯が代表した草創期の憲法学者たちが「日本式君主立憲モデルを参考する時に立憲の源を探求し、極力君権を維持すると同時に民権を広めて民主を唱える事と、彼らが「西学中源」を探求すると同時に中西融合の方法で伝統を創り、更に中国と西洋の形而上学の伝統を貫通する文化思想が反映」されることになったのである[16]。

湯のこの著作は、いわゆる近代的な憲法学の著作とは言えない。しかし、湯に代表される早期の中国憲法論者による中国の古典籍に基づく西洋憲政要素の探求は、近代中国憲法学の構築においても有意義であったと考えられる。そ

表１　憲法古義構成一覧と明治憲法との対応

憲法古義の構成			明治憲法の条文との対応
卷一元首之権利	君位継承		第二条（皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス）
	神聖不可侵犯		第三条（天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス）
	無責任		
	召集議會且命開会停会閉会及解散之権		第七条（天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス）
	提議法案裁可法案公布之権		第六条（天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス）
	宣戦講和締結條約之権		第十三条（天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス）
	統帥海陸軍之権		第十一条（天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス）、十二条（天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム）
	任官免官之権		第十条（天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル）
	爵賞之権		第十五条（天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス）
	恩赦之権		第十六条（天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス）
卷二議院之権利	立法権		
	監財権		
	議員資格		
	代表全国		
	美国之聯邦院制		
	法国之元老院制		
	上議院之権限		
	上議院議員之資格		
	行政	行政大臣	
		參列議席	
		大臣任責之主義	
	法院	法院之独立	
		法官之選任	
		終身官	
		陪審官	

巻三国民之権利	言論自由	第二十九条（日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス）
	出板自由（原文のまま）	
	集會自由	
	遷徙自由	第二十二条（日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス）
	尊信自由	第二十八条（日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス）
	産業自由	
	家宅自主	第二十五条（日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及捜索セラル、コトナシ）
	本身自主	第二十四条（日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハル、コトナシ）
	書函秘密権	第二十六条（日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ）
	赴訴権	第二十三条（日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ）
	鳴願権	第三十条（日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ従ヒ請願ヲ為スコトヲ得）
	服官権	第十九条（日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得）
	參政権	
	賦税義務	第二十一条（日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス）
	服兵役務	第二十条（日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス）

（本表は、『憲法古義（全三巻）』にある各章の見出しと『大日本帝国憲法』（東京新報社、明治22年）を典拠とする。）

こで、『古義』の構成を確認するため、**表1**を作成した。

表1で用いられる用語はすべて原典に即した表現である。また、表内「明治憲法の条文との対応」の欄は、前述した明治憲法との関係性を考察するという目的を踏まえ、筆者が補ったものである。

2　『憲法古義』の分析

これまでの中国の歴史学研究[17]と憲政思想史研究[18]においては、『古義』は清国政府の「偽の立憲」を批判し、民間立憲派の「真の立憲[19]」に賛同する内容という。しかしながら、「偽の立憲」と「真の立憲」の区別は相対的なものであり、今までの議論の枠組み

は再検討される必要があると考える。この問題意識を踏まえつつ、『古義』の特徴を分析することとしたい。

第一に、中国の古典籍の中に既に近代憲法の精神があると主張している点に着目すべきであろう。湯が『古義』の序言で、「西洋人が無数の生霊の血を絞ってはじめて、数十条の憲法を得た。日本がそれを模倣して、よい成果を収めている」[20]と述べた。それを受けて、湯は『古義』で「東西両国の憲法（西洋憲法と日本憲法―筆者）が定めた諸権利を挙げ、それぞれに中国の古典籍に遡って説明」[21]し、「憲法は深い淵に沈んでいる真珠であり、それを汲み上げれば、中国固有のものを中国の民衆に認識させることができる。（中略）同時に中国が奮い立って西洋列強に追いつくことの一助となる」[22]と述べた。

第二に、近代立憲政治の根本である権力分立に関する理解が見られなかったことである。『古義』の第一巻と第三巻にある元首権利と臣民権利に関する内容は明治憲法の君上大権と臣民権利義務に関する規定を模倣していることが明らかである。第二巻にある議院の「権利（＝権限、原文のママ、以下同）」は主に（ドイツを除く）欧米諸国の憲法を模範として説明されるが、日本由来の大臣責任主義も触れられている。しかし湯は、国家要素としての主権と国民との関係、更に明治憲法が示す君上大権の下の立法・行政・司法の相互関係を明確には理解していなかった。つまり、立法権を行使する議院の「権利」の項目の中に行政と司法に関するものも含まれている点で、三権の独立が示されていなかった。劉練軍は「湯は、三権鼎立の中で最も大事な役割を演じている司法が立憲政治において持つその位置づけと役割について、近代的な認識を有する」と判断したが[23]、湯が行政と司法を議院の「権利」の下に置いた点、上議院の権限とその議員資格だけを検討した点を踏まえるならば、湯が有したとされる権力分立に基づく「近代的な認識」については再検討が必要ではないだろうか。また、劉は、臣民の権利を検討する際に、「明治憲法は移転の自由を規定していない」一方で、湯が示した移転の自由に関する規定は「近代立憲主義の見事なモデルと言える」と、評価した。しかし、明治憲法の第二二条を見ると、「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス」と規定され

ているので、劉の主張は厳密性を欠くといわざるを得ないであろう。要するに、湯は近代中国初の憲法論著を発表した者ではあるが、彼は西洋の近代立憲主義における権力分立の意味を正確に理解していたわけではなく、政治改良のために自らが『危言』で唱えた議院の設立を中心とする主張を、憲法論的外形の下に表現したに過ぎなかったのではないだろうか。

第三に、日本と異なる大臣責任主義も『古義』が持つ特徴の一つである。伊藤博文や黒田清隆らは、大臣責任主義と超然内閣主義は相互に補完し合う関係にあると考えた。その制度の目的は、君主が実際の政党政治の局外に身を置いて、「（憲法上にある）大権ノ保全」[24]を図るというものである。それに対して湯は『古義』の中で、「法律で君主を裁こうとしても、君主の尊厳を傷つける恐れがあるので、大臣を以てその責任を取らせるべき」[25]であると唱えた。ここで湯が主張した大臣の責任は、伊藤らが述べたものとは少々異なる。即ち、湯は次のように述べている。

> 大臣を君主の代表とする。君主は過ちがあったら、大臣がその責任を担う。同時に大臣は責任がある限り、大臣の権力は制限されるべきである。[26]

湯は「君主は民の為に設けられた」[27]と考えたのである。『古義』の中で彼は、大臣が君主の代わりに責任を担う構想を打ち出したが、その根本的出発点は「民本主義」的な思想にあり、明治憲法のように「君上大権」を原点として国務大臣の輔弼の性質やその範囲を解釈するものではなかった。草創期の憲法論者が中国伝統の「仁政」思想に基づき、日本からの憲法思想を継受する試みがここに見て取れる。また、湯が尊崇する「民本主義」は、人民多数のための政治を強調する主義であったと考えられ、主権・統治権の所在を問わないものだった。

第四に、「君権を制限して民権を保護する」思想である。湯によると、三千年前の『周礼』は「中国で初めて公布

された法[28]」であり、その中には「憲政に関する内容はないが」、その趣旨は「君主の権力を制限して人民の発達を図る」ことにあり、これは「中国の憲政の原点[29]」であるという。即ち、古来中国は既に西洋のルネサンス以来の憲政概念を有していて、ただそれを記した文章化された憲法がなかったに過ぎない、という。この他に、春秋戦国期の『管子』にも「君臣の上下や貴賤等にも拘らず、皆全て法に従わねばならない」と規定されていることについて、湯は、「法が尊重されれば主権も尊重された。主権が尊重されれば主権を操る人も尊重された[30]」が故に、「憲法というものは、民権を守るものであり君権の後ろ盾である[31]」と認識していた。即ち、一九世紀末の中国における憲法制定とは、春秋戦国期の思想家たちの主張の延長上にあると彼は考えたのである。更に、湯は、『商君書・修権篇』の「法という物は君臣共に操り、権という物は君主独りが操る」を引用して、「君主は国家の主体ではなく、国家の主権を操る者と見做せば、ブルンチュリ（Johann Kaspar Bluntschli、一八〇八～一八八一）の国家法人説と一致する[32]」と述べ、国家法人説は中国古来の概念と同旨であると、論じた。無論、このような論証には無理があるが、そもそも「憲法」という用語は、明治初期の思想家たちが欧文を訳した際に漢文典籍の中から探して新しい意味を付与した借用翻訳語であった。このことに鑑みるならば、古代中国には西洋近代的な意味の憲法典こそなかったが、上述の通り、「君権を制限して民権を保護する」思想が存した事実は、大いに注目に値すると言えるのではないだろうか。

要するに、湯寿潜の『憲法古義』は、「中国古典典籍注釈版の大日本帝国憲法義解[33]」であるとされたり、前述のように「近代中国初の憲法学著作」と評価されたりしたが、彼の著作は結局、明治日本を含む西洋式の憲法と憲法学の真意を完全に理解していたとまでは言い難い。特に、明治憲法の中核概念とも言える「統治権」に関する注目は一切なかった。もちろん、湯の草創期の近代中国憲法学における開拓者としての地位と、彼の著作がもたらした近現代中国憲法学構築への示唆は重要であろうことに疑いはない[34]。しかし、前述のような積極的な評価を与えることについては慎重であるべきだと考える。

(二) 王鴻年の『憲法法理要義』

1 王鴻年と『憲法法理要義』の基本構造

王鴻年[35]は一八七〇年に生まれ、一九四六年に亡くなった清国期から中華民国期にかけての著名な法学者及び外交家である。一八九八年九月、彼は大使館の国費留学生として東京帝国大学法科大学に学び、一九〇四年に卒業して帰国した。翌年、清国政府は科挙制を公式に廃棄し、七月に帰国した留学生に向けた初の人材選抜試験を行った。王は、一九〇七年に行った第二回試験に合格し、「法政科挙人」という称号を得て、京師大学堂訳学館で勤めた。一九〇七年に、彼は、政治考察大臣と共に再び日本に赴いて視察を行った。中華民国期に入り、王は政治、外交界で活躍するとともに、中華民国の政治制度を議論する『内閣制度芻議』を著した。本稿が検討する王の『憲法法理要義（以下、『要義』）』[36]は、東京帝国大学法科留学中の一九〇二年に著されたが、その時の東京帝国大学法科大学長は、穂積八束であった。

王は、モンテスキューの三権分立理論とルソーの社会契約理論が浸透しつつあった時代に、穂積八束は君主主権学説を堅持して、それらの弊害を論難した点で、マキャヴェッリ、ホッブズ、ボダンと共に、「社会の分裂を救い、中央に権力を集中させる」[37]ものであったと考えた。王はまた、穂積らの学説は「忠君愛国の大意を維持し、人心を奮い立たせ、政略の秘密や人心の細かさを明らかにした」[38]と評価した。

確かに、周知の通り、マキャヴェッリが政治と道徳の基準を区分してから、ボダンの主権理論を経てホッブズの契約理論の構築に至り、西洋における国民国家の理論基盤が形成された。同時に、君主たちが外部、特にローマ教会の国内政治に対する干渉を防ぎ止める過程で直面していたのは、国民国家の政治上・法律上、更に道徳上の正当性をどのように確立すべきかという問題であった。これに対して、一九世紀後半期の日本と中国が直面していたのは、如何

にして民族独立と国家富強を実現し、西洋諸国の従属的地位から抜け出すかという問題であった。その手段の一つとして、井上毅と伊藤博文らは西洋から伝来した「主権」にイデオロギー的要素を加えて、明治憲法上に「統治権」という概念を作った。その後に誕生した明治期の憲法学に見られる、穂積八束が唱えた天皇主権説は、「建国ノ歴史」と「万世一系ノ皇位」に基づく統治主権を強めることを主眼に置いていた。[39] それに鑑みて、王が穂積をマキャヴェッリ、ボダン、ホッブス等と同列に論じ、「日本に師事して君主立憲政体を確立し大権統一主義を明確にし、自主的な権利を回復し国家富強の目的を達すれば、恥を雪ぐことが必ずできる」[40]と主張した。これらの目的を実現する手段として、王は更に憲法は「国家主権の所在を明らかにし、主権の作用を決め、不易の国家政体を確立するもの」[41]であると述べ、特に主権は「最高無制限の国家権力で国民全体が服従すべきもの」であり、また、「（主権は）一人によって握られれば（中略）政党紛争の弊害が生じ、立憲君主政体が成り立つ」として、日本を手本とする清国の憲法成立、更に立憲君主制の確立に対する期待を示した。

『要義』は上下二巻に分かれており、その構成を明らかにするために、筆者は目次を**表2**で表す。

2　『憲法法理要義』の特色

王の『要義』の最大の特色は、穂積憲法学に準拠すると同時に、欧米の憲法学を批判的に参照していることである。そこで、穂積八束の天皇主権論を踏まえながら、『要義』における主権、統治権に関する王の理論を見ると、以下の三つの特徴が挙げられる。

第一に、主権は歴史に基づく国体にあるとする点である。『要義』によると、各国の歴史はそれぞれ異なる故に、国家の主権及びその作用も各国の固有のものであり、「外国の国体及び自国と全く異なる歴史をもって自国の国法を解説してはならない」[42]と考えた。王がここで使う「国体」は彼の師である穂積八束が唱えた「国体」[43]であり、国学における概念とは異なる。つまり、「国体は、主権の本体であり、主権は、国家法則の源」[44]である。そして、「まず主権

表２　『憲法法理要義』の構成

上巻		
第一編 序言	第一章	法之観念
	第二章	公法及私法
	第三章	人格及権利
第二編 総論	第一章	国家之観念
	第二章	国家法
	第三章	国家之主権
	第四章	国体
	第五章	政体
	第六章	憲法与君主之關係
	第七章	国法之法源
第三編 統治之主体	第一章	国家之統治権
	第二章	君主
	第三章	皇位継承
	第四章	摂政
第四編 統治之客体	第一章	総論
	第二章	領土
	第三章	臣民

下巻		
第五編 統治之機関	第一章	機関之性質
	第二章	議会
	第三章	政府
	第四章	国務大臣
	第五章	樞密顧問
	第六章	裁判所
第六編 統治之作用	第一章	統治権
	第二章	君主憲法上之大権
	第三章	立法権
	第四章	法律
	第五章	命令
	第六章	国際條約
	第七章	預算
	第八章	司法権
	第九章	行政権

（本表は、『憲法法理要義』の目次と『大日本帝国憲法』（東京新報社、明治22年）を典拠とする。）

があって、その後国法が生まれる」[45]のである。また、「日本は君主主権を国体」とし、これは日本の歴史にある国民の信仰によって維持され、建国の大法則となる」ため、天皇の国家に対する統治は「法律の名義ではなく実質上の権力で実行」することであり、「君主と主権は分割できない一つの政体」[46]である。この認識を基盤として、王は更に、天皇は国体と主権の本体を同時に担っているが、全ての法律は主権から出たのであり、法律をもって主権の所在を規定するのではないと唱えた。即ち穂積八束が言ったように、「主権ハ無限」であり、「法上ノ動作ニ付キ其ノ権能ニ絶対ノ限定アルコト」[47]はなく、「法令ノ出ツル所ニシテ法令ニ由リテ成立スル」[48]訳ではないのである。王はそれを「国体は主権の本体であり、主権は国家の法律の淵源である」[49]と概括した。

第二に、統治権主・客体論を堅持し、統

治権は国家と併存し、大権は憲法より生じたとする。この統治権主・客体論は、穂積八束憲法学の最も重要な部分の一つである。穂積八束は明治憲法第一条の解釈について、「本条ノ主意ハ国体ヲ定ムルニ在リ、国体ヲ定ムルトハ統治権ノ主体ト客体ヲサダムルト云フコトナリ」[50]と述べた。穂積は「統御ノ主体ハ万世一系ノ天皇ニ在リ、而シテ統治ノ客体ハ大日本帝国ニ在リ」[51]、また「国土及国民ハ帝国ヲ構成スルノ元質ニシテ（中略）国土及国民ハ統治ノ客体ヲ成ス者ナリ」[52]と述べ、明治憲法における統治権の主・客体の所在を明らかにした。穂積八束に師事し、穂積に深く傾倒した王は、穂積の学説に倣い「君主は統治権の主体であり、領土と臣民は統治権の客体である。統治権の作用は憲法によって定められる」[53]と『要義』で主張した。更に、統治権のある範囲は統治機関によって行使されるべきなのか、あるいは君主の親裁によって行使されるべきなのかは、憲法をその判断基準とすべきであるとする。よって、王の理解に従うならば、統治権は大権とは異なり、国家と共存していて、憲法に由来するものではなく、憲法の改正に左右されるものではない。

第三に、モンテスキュー（Charles-Louis de Montesquieu、一六八九～一七五五）の三権分立を批判して、主権の不可分を唱えた。王によると、立憲政体の要は「三権分立の精神と、国民によって選出された国家が立法に関与すること」[54]にある。しかし、「近世の学者たちは、誰でもモンテスキューの三権分立論の誤謬を知っている」、「蓋し国家の主権は唯一不可分で」あるが、モンテスキューの学説は「国権を立法、司法、行政に分けて、それぞれに独立させ」るものであり、[55]若しこのような三権分立を主張すれば、国家は統一できないと述べる。王はまた、「英国は三権分立を実現できなかった。即ち、英国の三権分立は形だけに過ぎず、実際に、君主と国会は一つになっている」と断じた。尚、彼は「英国の君主は、内閣の輔弼を経ないと、何の政治事務も処理できない。内閣も君主に対して何らの責任を負わない」が故に、英国議会政治の本質は「多数政党の専制」であると、英国の政治を批判して、「民主国の民衆は政治の弊害に反感を持っていて、逆に君主国の良い所を唱える人が少なくない」と論じた。英国の制度に対して、王は

「（日本憲法は―筆者注）三権分立の学説を採ったが、国権は君主に総覧して、各国の長所と短所を参酌して、長所を取り入れ短所を補うことができた」と評価した。要するに、「国務大臣が君主を輔弼してその責任を負い、官吏の任免は全て君主大権に握られ、国会は干渉できない。故に、日本の政体は、君主立憲政体の最も完備なものである」[56]と結論付けた。

要するに、王の主権及び統治権に対する理解と、三権分立に対する批判更に大権に対する憲法学的な解釈は、基本的に彼の師である穂積八束の憲法学体系に沿っていたと言えよう。その後、王は政治考察大臣達寿の書記官として、大臣らと共に日本を視察して、後の清国政府による日本をモデルとした立憲君主制の実現と「欽定憲法大綱」の公表などに、貢献した。王の『要義』の出版は湯の『古義』より一年遅いが、王の著作は、近代中国において明治期の憲法学を継受した初の体系的な著作であると言えよう。

二　留日学生における憲法学研究の集大成――保廷樑と『大清憲法論』

一九〇六年に公布された「予備立憲上諭」を境として、近代中国憲法学は発展及び形成期に入った。法政大学の清国留学生保廷樑が著した『大清憲法論（以下、『憲法論』）』は近代中国憲法学を代表する著作である。保が『憲法論』で新しく構築した「国権憲法学」は、明治日本と西洋諸国の憲法及び憲法学に対する単純な模倣を乗り越え、自国の学者の手によって作られる中国の憲法学の濫觴となった。本章では、保の『憲法論』を手掛かりとして憲法学的解読を行いたい。

㈠　保廷樑と『大清憲法論』登場の背景

保廷樑の仇名は「樹勲」であり、号は「康一」である。一八七四年に中国の雲南省に回族の子として生まれた、「近代回族新文化運動の二代目の知識人」[57]であり、同時に彼は画家としても知られている。一九〇四年、彼は蔡鍔らと共に日本の法政大学に留学して法律学と政治学を学んだ。翌年に中国国民党の前身で、反清政治団体の中国同盟会に入会した。一九〇七年、在日本国清国公使楊樞の支援の下に、彼は日本の大学に留学した計三六名の回族学生を一四省から募り、「近代中国回族文化啓蒙運動の最初の旗印を立て」[58]た「留東清真教育会」を発足させて、同会の会長に就任した。翌年、機関紙『醒回篇』[59]が発刊され、彼は総編集長を務めた。一九〇九年、卒業後に帰国して、辛亥革命に参加し、雲南軍都督府法制局参事として活躍した後、会澤府と東川府の府長や雲南省高等裁判所所長、財政庁庁長等を歴任して、一九四七年に雲南易門で逝去した。墓は雲南省昆明市の馬頭山にある。

興味深いことに、彼は既に孫文が率いていた革命団体の同盟会へ一九〇五年に入会し、一九一〇年、日本滞在中に東京で君主立憲制を基軸とする『憲法論』[60]を出版した。革命団体の一員として彼が書いたこの著作は、欧米諸国の三権分立や人民主権の憲法学理論ではなく、明治憲法学を批判的に受容した上で、自らの国権憲法学体系を創り出した。

保の憲法学を体系的に把握するため、『憲法論』の構成は**表3**にまとめた。「国権の原理が不明ならば根本は必ず間違える」故に、第一篇に国権総論が置かれている。また、「国権は広大なものであるから必ずあるものに属すべき」故に、第二篇で国権主体が議論される。そして、「君主が国権を総覧して、諸機関を置いて、政治事務を処理する」故に、第三篇は国権機関が説明されている。更に、「三大要綱（立法、行政、司法―筆者）の権限は分明であり、各種の措置を経て国家の目的に達する」が故に、第四篇は国権作用を論じる。最後に、「国は土地と人民によって存続し続けている」ために、第五篇は国権の基礎がまとめられた。

表３　大清憲法論の構成

第一篇 国権總論	国家原理	第三篇 国権機關	総論	第四篇 国権作用	作用之原理
	国権原理		摂政		立法
	憲法概要		帝国議會		司法
			内閣		行政
第二篇 国権主体	主体説之區別		法院		
	君主非機關説		審計院	第五篇 国権基礎	基礎之意義
	君主之特権		督察院		臣民
	皇位繼承		弼德院		領土

（本表は、『大清憲法論』の目次を筆者によりまとめたものである。）

(二)　国権憲法学の基本的理論構造

これまで、『憲法論』に触れる先行研究は、ほとんどなかったが、保の憲法学を理解するために、極めて重要な素材になると考えられる。そこで、本節では保の国権総論と国権主体を中心に、保が提唱した国権憲法学の基本的な構造を明らかにしたい。

図１は保の国権理論の体系を筆者なりに図式化したものである。保の憲法理論の中に、国権は「主権と統治権の全体」であり、憲法は「国権を表す綱領」[61]という説明がある。そもそも、保によれば、国権は国家の成立を源とし、国家成立は更に「形質」（形式）と「精神」の二つの意義を持つ。まず、国家成立に関して、「形式」とは「神聖勇敢な者がいて、人民を統一し、土地を略定し、官吏を設立して法律を作った」ので、「外患が生ずれば防ぎ、弊害があれば防ぎ備える」ことができる。「精神」とは「権力」であり、実体を持たない。保は更に、自らの知覚運動を使って事情を判断するのは個人的な力であり、人々の知覚運動を使って事情を判断するのは天下の権力、つまり国家権力であると説明した。その中で、国民の力と個人の力を結びつけて公の力を形成するのが君主である。君主は土地の境を明確にし、立法行政を確立するために国家権力を行使し、それによって国家が成立する。権力が君主に集中するという本質は、「民衆の精神は

図１　国権理論体系図

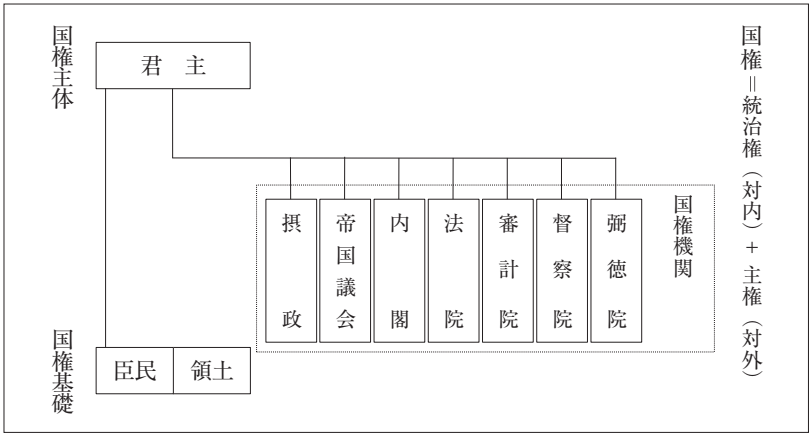

すべて君主の精を貫いて、君主の精神は同時に、民衆が互いに相手の精神を畏敬させる」ことである。そのような前提のもと、「権力は君主に集中し、君主の自由な操縦に従って、国家を成立させるのは公権と呼ばれ、民衆の自身の生活の為の、自由や意識や行為は私権と認識された」。更に、公権は国家に属するために、国家権力とも呼ばれ、私権は民衆に帰属するので、民権とも呼ばれる。

そして、国権にも二つの本質的な意味がある。一つは本体であり、もう一つは効用である。前者は「国家の公共的事務に焦点を絞っている」ため、公的権力を表す。後者は「対内と対外の頂点にある」[62]ため、最高の権力と最大の効用を表す。本体があって初めて効用が生まれ、効用があって初めて本体が存続できる。よって、どれほどの強国であっても、最高権力がたまに抑制されるが、それでもやはり国家である以上、一部分の対外活動の自由が制約されるに過ぎない。換言するならば、一国の対外権は永久に抑制され状態が永久に続くわけでなく、国権の本体があればこそ国家が存在するのであり、抑制された状況は一時的な事態に過ぎない。保は更に、もし一国が「意気込んで向上を求め、その弱点を克服すれば、諸制限から脱却し、対外の最高権を伸張して、列強諸国と並べて更に列強諸国と同じレベルになる事ができないとは決して言えない」と唱えた。清国

の富強を図ることに対する保の期待は紙上に現れている。

また、主権と統治権の関係については、前者は対外的な最高権力であり、後者は対内的な最高権力であると説明している。両者は共に国権本体に属しているが、そのために従来の学界は両概念を混同して混乱を引き起こした[63]と、保は述べている。主権は国がその独立を表明する時に使う概念だが、統治権は一国の臣民と領土が同じ国権の支配下にあり、国権の命令に従うことを意味する。従って、国家と臣民の間に主権は使われず、国家と国家の間に統治権を使うことはできない。その結果、主権と統治権に万能性且つ無制限を認める間違った学説が生まれた。本来、「権力に対する制限」というのは自己の権力の無制限を意味するのではなく、自己の権力は他国の権力によって制限されないことを意味し、一国は対外的に国際法によって制限され、対内的に法律を制定して臣民と国権の活動を制限する源には国権主体（＝君主）の承諾がある。よって、両者を混同すれば、後顧の憂いが絶えない。

以上の論点から、保はモンテスキューの国権を三部分に分ける学説に批判を加えた。即ち「国権の主体は分けられるが、その効用は分けられない[64]」。つまり、三権分立の本旨は国権の全ての事務を三つの機関に委ね、三つの機関が国権主体（即ち君主）に属すべきことにある。モンテスキューが唱えた三権分立は三つの権力が互いに干渉しないことで、国権は分裂して統一が破壊されることに繋がる。さらに、モンテスキューの行政権は主に対外関係において用いられる定義なので、対内的な意味に欠ける。

そのうえで、保は国権主体＝君主を、主権と統治権を総覧するものであると定義した。近代期の日本と中国では、多くの学者が私権範囲内の主体論を以て君主を統治権の主体、臣民を統治権の客体と見做した。しかし、この考え方は、「主客体は平等相対の名詞であり、上下優劣の意義を持たない」という命題を無視している。もし、臣民を客体と見做せば、「臣民を君主と対立させる[65]」ような荒唐無稽な結果になる。同時に国権主体理論に基づくならば、君位継承は国権主体の継続である。自然人には生死があるが、国権主体は「一日さえも消滅しない」。故に、「先帝が逝去

する時に、皇太子は途切れなく当然に国権主体になる」。一部分の学者は帝位につく儀式を皇位継承の要件の一つと見做したが、それは「根本を捨てて末を追う事で、国権主体の本旨を失っている」と、保は批評した。

最後に、前述した保の国権総論と国権主体の原理に基づき、保が定義した国権機関、国権作用と国権基礎が、それぞれに国権主体といかなる関係のもとで捉えられているかを明らかにしたい。

国権機関について、保は次に示す五点[66]を指摘している。第一に、国権機関は民衆の精神において存在する。第二に、国権機関は権力によって消滅する。第三に、国権機関は知覚を有し活動できる。第四に、国権機関は公法上の人格を有する自然人からなる。そして第五に、国権機関は公法上の人格によって組織され、自然人の意思や体力等によって作用を発揮する。例えば清国の国民が学部（清国の文部省）の命令を遵奉したが、国民が遵奉したのは学部にある人の命令ではなく、学部庁舎の命令でもない。学部が学部と見做される原因は、民衆の精神上に学部という機関があるためである。他の機関も全く同じである。また、機関も一つの有機体であるために、必ず先に知覚（状況の把握や計画の立案等）があって、その後に行動（職員の派遣・執行）がある。また、公法上の人格組織は公法人であり、即ち「国権機関」である。一方、私法上の人格組織は私法人であり、「普通機関」である。私法人格は出生によって与えられるのに対して、公法人格は国権主体によって与えられるものであるから、換言するならば、公法人格は公法によって擬制されたものと説明できる。保によると、例えば日本の大蔵大臣は公法人格であるが、大蔵大臣を務めた桂太郎は自然人である。大蔵大臣としての桂太郎は、国権主体としての天皇から権限を受けて、国権機関としての大蔵省を率いて職責を遂行する（国権機関の分類については、上記の表3を参照）。

国権作用については、「国は先に主体があって、その後に機関がある。機関があって初めて、作用がある」[67]と保は述べている。つまり、国権作用は国家権力を運用する手段である。君主は国家権力を行使する権力によって敬われるべきであり、国家機関は国家権力を行使する権力を以て存続し続ける。君主が尊重されれば根本が強くなり、機関が

存続すれば政治命令が順調に遂行される。その中に、君主の直接作用（君主による行為—筆者）と機関の間接作用（君主が機関を通じて行う行為—筆者）は広義の国権作用になり、君主と各機関の各自の作用は狭義の国権作用になる。この他に、国権作用の目的は「国勢を強めて、民衆の幸福を増進する」[68]ことにあり、国権の目的を実現するために、憲法で国権作用を明確に規定して、立法、司法、行政のそれぞれの範囲を明らかにすべきである。

また、国権基礎とは、君主の権力を臣民と領土の集合を意味する保の概念である。即ち、「国権にとって臣民と領土は、水と源泉のような関係である」[69]。君主が臣民と領土にある固有権力を集中してそれを操縦するが故に、君主は国権主体であり、臣民と領土は国権の基礎となる。そのうえで、憲法は国権によって成立し、国権は領土と臣民を基礎とするので、「基礎は憲法を以て強固になり、憲法は基礎を以て発達する」。つまり、「憲法は国権主体及び機関を規定したが、国権主体及び諸機関が設置された理由は、領土と臣民が存在する」[70]からなのである。

(三) 国権憲法学の特徴

上述の国権憲法学の構成からは、その特徴が次のように明らかになろう。

第一に、国家有機体説を礎とした国権統一の主張の下に、統治権主・客体論に反対している。保によると、土地と人民と国権主体（即ち君主）が共に国家を構成した。君主は国家の外に在らず、土地と人民も君主の統治目的物ではない。故に、穂積らが唱えた、君主を統治権の主体とし、人民を統治権の客体とする考えは、「意識しないままに国家を併存している主客二部に分け」ることであると保は批判的に捉えた。これに対して、筧克彦や美濃部達吉らが唱えた「国家法人説」は「深い忠君愛国の意を有する故に、清国の実情に応じてそれを上手く導ければ、必ず清国国民の思想に多大な有益な教えを与える」と、保は評価する。

第二に、主権と統治権は国権の対外と対内の表現であり、両者は混同できない旨を主張した。明治日本の憲法学で

は、主権と統治権はほぼ同義であった。統治権は学理の他に、国民の精神を統合するイデオロギーの面も含まれていた。しかし、保の学説において、主権と統治権はそれぞれに対外と対内の最高権となり、両概念の分離が実現した。保はさらにフランス革命を例として、両者を混同する弊害を説明した。即ち、一六世紀のローマカトリック教会の内乱に伴って、キリスト教会は次第に国王の権力に服従し始めて、列国も次第にローマから独立した。ただし、諸国の中には未だ諸侯と国王との対立が残っていた。その際に、ボダンは主権が自治権を有する諸侯ではなく国王にあると主張した。ただし、諸侯は主権を持っていない国内の自治団体なので、諸侯が僭越したのは主権ではなく統治権である。その後、ルソーもまた国民主権説を唱えて、フランスの思想界に大混乱を起こした。その混乱の根本的な原因は、国権を構成する対外的な主権と対内的な統治権を混同した点にあると保は述べている。

第三に、君主は国権主体であり、国権機関ではないという主張である。これは保の独創的な見解であると考えられよう。周知の通り、美濃部達吉の天皇機関説によると、統治権は法人としての国家に属し、天皇はそのような国家の最高機関即ち主権者として、国家の最高意思決定権を行使するのである。しかし保は、天皇機関説によれば国権の一部を執行する共和国の大統領の地位を説明できるが、君主については妥当しないと述べた。すなわち、君主は国権作用によって設置された国権機関ではなく、固有権力を持つ国権主体であるとしたうえで、国家成立の要素ではない大統領とは異なり、君主は国家が成立する要素の一つとして、機関ではなく国権主体として見做されるべきであるとした。

第四に、国権主体と国権機関、国権作用、国権基礎との弁証法的な関係を明らかにした。この点は、前節で見た通りである。

第五に、保は議論の中で、明治憲法が定めた制度の不完全を指摘した。内閣をめぐる議論はその一つの代表例であるので、以下、説明を行う。

保から見ると、各国は全て内閣を憲法上の機関と見做しているが、「唯日本は憲法で内閣を組織する国務大臣だけを規定し、内閣制度にまで及んでいない」[71]のである。この点について当時日本の憲法学は「それぞれの大臣が独立の個体として天皇を輔弼するのは原則であり、内閣全員による合議は例外である。そのため日本は内閣を憲法上の機関として認められず、それに関わる事項は官制問題に属すべきである」[72]と解釈したが、このことは逆に日本の内閣制度の不完全を表していると、保は批判した。

また、明治憲法学が内閣と政府の関係を解釈していないことについて、保はさらに議論を加えた[73]。例えば清水澄が唱えた「政府は勅命を奉って天皇大権の作用を執行する国務大臣である」としたのに対して、保は自らの国権理論を掲げ、「国務大臣は、内閣を組織する公法人格である。政府は、国権の機関である。国務大臣を政府と看做すのは、公法人格を国権機関と認める事と同じである。公法人格は機関ではないだけでなく、機関の中にある公法人格を無理に政府と看做すのは誤謬であると言えよう」と、反論を行った。その他、副島義一が述べた「一人の国務大臣は政府と称することができ、数人の国務大臣も政府と称することができる」と述べたことに対して、保は「これは国務大臣を間違って政府と看做す誤説である。副島の説に従えば、一国の中に数人の国務大臣がいれば、その国は数個の政府があるのではないだろうか」と、副島を論駁した。清水、副島らの論を批判した上で、保は「内閣と政府はともに中央の最高国権機関である」と解し、「唯性質、組織、権限上にそれぞれに相違点を持っている」と述べ、「内閣は政府ではないし、政府も内閣を含まない。歴史沿革上の理由と実務上の便利のため、両機関が同時に存在しても互いに矛盾しない」とした。つまり、①内閣は憲法上の機関に属し、その権限は全て憲法によって定まるが、政府の方は異なる。②政府は主に公の立法、司法、行政などの事項を処理するが、内閣は主に君主を輔弼し、機密事項を処理する場合が多い。③内閣は公法人格（＝国務大臣）から成る合議制を用いる国権機関であるのに対して、政府は各行政機関によって組織された集合体としての国権機関である。④内閣は総理大臣を指導者とするが、政府の中にある諸期間は

平等な地位を占める。⑤連帯と副署は国務大臣としての職責だが、政府各機関はそれぞれに独立した責任を負い、連帯と副署の義務は負わない。

第六に、憲法学の理論と憲政制度の整備との結びつきは『憲法論』の著しい特徴である。『憲法論』が著された当時、清国政府は公式に憲法典を公布しなかったため、制度上の設計はほとんど行われていなかった。それに鑑みて、保は自ら憲法学で一般問題を解明すると同時に、当時における中国の実際の状況をよく配慮した上で憲政制度の整備が直面していた問題につい踏み込んで解明した。例えば、被選挙権に関わる規定は「我が国が持つ昔からの地方籍（＝本籍）を基準とすべき」[74]とした点である。また選挙区の画定を論ずる時に、保は当時中国の教育がまだ普及されていない現実を見て、欧米諸国が執行していた人口比例を基準とせず、「各省の（高等教育に―筆者）進学の額と水路で（中央政府に―筆者）輸送する食糧の数を参酌して選挙区と議員数の多寡を決めるべき」[75]だと論じたことも挙げられる。保の選挙権と選挙区に関するこれらの主張には、当時だけでなく今日の中国の憲政制度の整備についても啓発的な意義があると筆者は考える。

㈣　保廷樑の憲法学者育成論

上記の六つの特徴の他に、保は初めて彼の憲法学体系に憲法学者の育成に関する一節を書いた。後継者の育成は理論の存続にとって極めて重要であるとの理解の下に、本章の最後に、保廷樑自身の研究歴と彼が唱えた法学者としての基本的な素養を明らかにしておこう。

保は『憲法論』の序文で、日本に来て既に七年になるとし、来日したばかりの頃、「講師が是とするものを是とし、講師が非とするものを非とする状態で、初めは自分の見解を全く持てなかった」[76]と述べた。その後、勉強が進むにつれて、「同一学問分野であるにも拘らず、一方は是として他方は否とする二つの論著を相互に参照することとなり、

初めて疑問を抱くに至った。しかし、そこに何故他律が生じるのか、その所以は、日本人学者による解説を読んでも理解できない。そのため、相変わらず著者の見解を中心に学んだ[77]。その後、更に深く掘り下げて勉強すると、保はついに「法の条文は定まっているが、法の解釈は定まっていない。定まっていないものによって定まったものを扱うのは、際限ないこと[78]」を悟った。従って保は、「法律の本は大量にあるが、主義によってそれぞれの理論、体系の違いにより詳しさの程度は異なり、学派によってそれぞれの規定が守られ、異なる見識は自由に取り入れたり捨てたりできる。その中に、法理を詳細に書いて事実を省略する本、事実に合致し法理に背く本、解釈に偏って議論が全くない本、論駁に夢中になってその本旨がない本もある。それだけではなく、多くの資料から広く引用してぺちゃくちゃとしゃべる学者がおり、新しい主張を唱え異なる意見を表明することを以て満足する学者もおり、内容が雑然としている。それらを読めば読むほど、更に戸惑い、まるで五里霧中で東西が分からないように、まるで洋々たる大海を泳いでその行きつくところを知らないようなものだ[79]」との考えを抱くに至ったという。その根本は、「法は一国の私であるのに対して理は世界中にある公であるゆえに、もし自らの学説の中に柱がなければ必ず他の学説に縛られて、非常に困却する窮地に陥る[80]」からだと保は述べている。

この状況に鑑みて、保は韓昌黎の言葉、つまり「草や木の根が茂れば、その実は必ず多く大きくなる。動物の体の内にある油が十分ならば、その皮は必ず艶を出す。自ら仁義を躬行する人ならば、その人の言葉は必ず正しくて素直である[81]」を引用して、「道は本体であり、法は作用である。従って、仁義を捨てて道を語るのは不可である。仁義の心なしに法を語れば、残酷なものになり、その害毒が世の中に及ばないものはない[82]」と主張した。よって、憲法及び法律を研究する学者は、「いかなる時でも昔の先哲が著した経典を恭しく学んで、真剣に参照しなければならない[83]」のである。もし法律学者がこの水準を自己に要求すれば、「先哲の経典が分かれば、根は自然に繁茂し、養分としての油も自然に肥える。そのため、これに依り立法すれば、必ず善の法になる。これに依り、法を司るならば、法は必

ず公平になる。これに依り法学を研究すれば、必ず古典籍からの語句や典故を自らの依拠とし、豊かな諸子百家の言葉を引用して自説を完備する。従ってその人の学術理論は華と実を兼ね備える」と、保は確信する。

要するに、保はここで東洋式の憲法学者を育成するためには、「先哲の経典を熟読して、文学の芸術に精通してこそ、法律に秀でた人材を育成することができる」[84]との信念に立つことを強調した。それにより憲法学者はもとより、およそ法学者は、必ず東洋の伝統典籍と西洋の法律理論を同時に身につけて、東洋社会の歴史と現実に立脚した上で、「国情を察してその需要に応じ、条文を掲げて自らの主張を証明」して、初めて歴史的に検証される憲法理論書を著すことができる、と保は述べている。

三　憲法草案に見る憲法学――張伯烈と『仮定中国憲法草案』

保のような自ら憲法理論を構築して憲法学著作を書く知識人の他に、「予備立憲上諭」と「欽定憲法大綱」を参照して憲法草案を起草する学者もいた。日本に留学した張伯烈によって起草され、各条文に解釈が付されている『仮定中国憲法草案（以下、『草案』）』はその代表である。本部分は、張草案及び学理解釈の中に現れた彼の憲法学理論を整理して、その理論的特徴を明らかにしたい。

㈠　張伯烈と『仮定中国憲法草案』の構成

張伯烈[85]は一八八六年に生まれ、一九〇四年に日本に赴いて法律を研究し（学んだ機関、学校等は不明である―筆者）、東京で湖北地方自治研究会を創設した。一九〇七年に帰国後に、粤漢川鉄道会社の総経理を務めた。翌年再び訪日して法律と政治を学んだ。一九〇九年に帰国し、留日学生代表として清国政府に鉄道権益に関する請願を行った。翌年、

表４　『草案』の各章構成

第一章	皇帝与人民之關系	第一至第三條
第二章	皇帝大権	第四至第十九條
第三章	摂攝政与監国	第二十至第二十三條
第四章	国民権利義務	第二十四至第四十條
第五章	国会	第四十一條至第六十三條
第六章	相国及各部主任大臣与寺宦	第六十四條至第六十七條
第七章	司法	第六十八條至第七十二條
第八章	会計	第七十三條至第八十二條
第九章	通則	第八十三條至第八十五條
	宜整潔容服以表大同	附條一
	宜変通礼節以免繁文	附條二

（本表は、『仮定中国憲法草案』の目次を筆者により整理したものである。）

河南省提学使に昇任。一九一一年に辛亥革命に参加して、南京臨時参議院議員に当選した。一九一七年以降に護法軍政府秘書や衆議院議員等を歴任して、一九二三年より天津で弁護士として活躍し始めた。一九三四年に病没した。

彼の『草案』[86]は一九〇九年元旦に起草された。当時、彼は東京で法学と政治学を勉強していた。貧窮し衰微する状態を克服するために中国は「速やかな立憲政治の実現に向かわなければならない」[87]が、清国朝廷は「あれこれ気兼ねして、泰然自若に実行できない」状態であり、立憲派は「欲望があって、朝廷の先に憲法成立の事を実行でき」ず、革命派は「急進で、立憲の緩急を把握できない」[88]レベルであるから、張は中国社会に対する責任感を抱き、「戦々恐々として中国の憲法草案を立案し」[89]て、「局中者の参考に資する」[90]べく『草案』を完成させたと述べている。

管見の限りでは、『草案』について言及した先行研究は極めて少なく、管見の及ぶ限り、「近代中国における住宅の不可侵権について」[91]と題する論文の中に、僅かに一言で張草案の不可侵権に関する規定が簡単に触れられているに止まる。本稿は、**表４**としてまとめた『草案』の構成を手掛かりとしつつ、『草案』条文及びそれぞれの法理の説明を通じて張の憲法学理論体系を整理して、その幾つか

の特徴を明らかにしたい。なお、**図2**は筆者が作った『草案』における大権、主権、統治権の関係図である。

㈡ 『仮定中国憲法草案』の背景たる憲法学体系

第一に、大権、主権、統治権について検討してゆきたい。

張はまず、「統治権即ち主権」[92]について、主権は対外的、統治権は対内的な性質を持つとした上で、両者は共に大権に属すると位置付けた。また、国家有機体説に基づき、日本の大権は形式的に天皇に帰属するが、実際は君民共有（君主が議会の協賛を受ける）であるという見解を示した上で、中国の皇帝は統治権を行使すべきだが、統治権は必ず憲法によって定められることを要し、さもなくば、統治権ではなく専制権になる虞があると考えた。しかし、張から見ると、清国の「欽定憲法大綱（以下、『大綱』）」には、統治権が全国民の意思に基づいた統治権であるか個人専制の統治権であるかについての説明はなかった。なお、摂政が「皇帝の名を以て大権を行使」できるが、その地位は「皇帝の下、百官の上」にあり、「摂政期間中に憲法を変更できない」[93]とされた。

図２　『草案』の大権、統治権構造

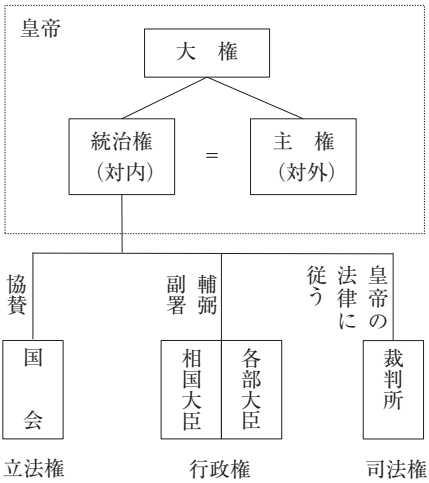

第二に、皇帝大権と国民の権利義務について検討する。

張の『草案』の第二章と第四章はそれぞれ、一六カ条に亘る皇帝大権と一七カ条に及ぶ国民の権利義務を列挙した。**表5**が示しているように、明治憲法の第一章と第四章に規定された天皇大権、臣民権利義務から多大な影響を受けたものであった。

ただし、張は国務大臣の副署や議会の協賛など手続きを通じて皇帝大権の行使に制限を加えた（例えば第五、七、八、一四、一六条）。一方で、「欽定憲法大綱」に対する多くの批判を行っている。例えば法律の公布施行は議院による議決を経たものなので、裁可も情理に適う。憲法が君主による裁可を定めるのは君主の大権を尊重するためである。「大綱」はこの法理に反して、欽定の形で法律を公布することを定めており、議会の協賛を考慮していない。張によると、「大綱」の中にある法理違反の規定は、他にも沢山ある。なお、張は中国の国情に照らして皇帝大権と国民の権利義務の内容を補足もしている。特に、第一九条で「皇帝は祀りや典礼を主宰し礼楽を修正する権がある」を定め、国体に関わる「名分」を憲法の形で定着させた。また、当時中国の貨幣はまだ統一されていない状況に鑑みて、張は第一八条で貨幣鋳造の権力を皇帝に帰した。なお、国民権利義務の章の第二五条で、「中国人民は民族にも拘らず同じ権利と義務を有する」ことを規定し、当時における激しく対立した満州族と他民族との矛盾を調和する意欲を示している。

第三に、国会に関する張の理論を明らかにしたい。

国会は「立法権を有して皇帝を協賛する」機関である。[94] 中国には歴史上「階級の差別と貴賤の分別」[95]がないことに鑑み、張は貴族院と平民院ではなく、上議院と下議院の設置を主張した。上議院は欽選議員と各省の間接選挙で選出された代議士で構成され、下議院は各省の間接選挙によって選出された代議士で構成される。国会の開会、閉会、停会、議案審理等に関する諸規定及びその法理は、ほぼ明治憲法第三章と同じであった。

第四に、相国大臣（＝国務大臣）及び各部主任大臣と宦官についての検討を行う。

相国大臣と各部の主任大臣は明治日本の国務大臣と同じように、「皇帝を輔弼して政治事務を担当する」機関であり、「全ての法律と国務勅令は必ず相国大臣と各部大臣の捺印を得なければならない」。[96] ただし、日本と異なっているのは、張の草案は相国大臣が「不適切だと判断する際に捺印を拒否する権限」[97]と「皇族が相国大臣を担任できない」[98]

表５　『草案』が掲げた皇帝大権と国民権利義務の明治憲法との対照

仮定中国憲法草案		明治憲法
第二章　皇帝大権		第一章　天皇
第四条	皇帝は国の元首として憲法に従って万機を「総握（＝掌握）」して統治権を行う。	天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ（第四条）
第五条	皇位は近親の男系子孫から選んだ賢い者によって継承される。ただし、国会の協賛を得るべし。	皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス（第二条）
第六条	皇帝は立法権を掌握し、国会の協賛を得て全ての法律を裁可して、勅令を以てそれを公布する。	天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ（第五条） 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス（第六条）
第七条	皇帝は毎年定期的に国会を招集し、開会、閉会、停会、解散の権限を持つ。ただし国会を解散する時に必ず相国大臣の同意を得るべし。	天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス（第七条）
第八条	国会閉会期間中に皇帝は公共の安全を保ち災害を避けるために緊急命令で法律に代える事ができる。ただし相国大臣の副署を得るべし。	天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス（第八条）
第九条	前条の緊急命令は次期国会に提出すべし。もし承認されなかったならば命令は無効となる。	此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スヘシ若議会ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ（第八条二項）
第十条	皇帝は国家の発達を図り、臣民の幸福を増進し、法律を執行するなどのために、直接に命令を発し、または大臣を通じて命令を発する事ができるが、命令で法律に代えることはできない。	天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス（第九条）
第十一条	皇帝は戦時において戒厳命令を発することができるが、戒厳の内容は法律によって定めるべし。	天皇ハ戒厳ヲ宣告ス（第一四条） 戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム（第一四条二項）
第十二条	皇帝は官位を設け俸給を定めることができる。ただし国会の協賛を得るべし。	天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル（第一〇条）
第十三条	皇帝は憲法及び他の法律に依って文武官吏を進退する権を有する。	

第十四条	皇帝は爵位、勲章及び全ての栄典を授与する権を有する。ただし国費に関わるものは国会の協賛を得るべし。	天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス（第一五条）
第十五条	皇帝は大赦、特赦、刑罰を減免する権を有する。	天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス（第一六条）
第十六条	皇帝は陸海軍を統率する権を有する。ただしその編制と常備兵員の定額は国会の同意を得るべし。	天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス（第一一条） 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム（第一二条）
第十七条	皇帝は開戦、講和及び条約締結の権を有する。	天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス（第一三条）
第十八条	皇帝は貨幣を鋳造し度量衡を統一する権を有する。	
第十九条	皇帝は祀りや典礼を主宰し礼楽を改正する権を有する。	
第四章　国民権利義務		第二章　臣民権利義務
第二十四条	法律によって中国の国籍を取得した者は全て中国人民（原文のママ、以下同）である。	日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル（第一八条）
第二十五条	中国人民は満・漢・蒙・蔵・回・苗諸族に拘らず同じ権利と義務を持つ。	
第二十六条	皇帝から人民に至るまで民族間に一切の差別はない。	
第二十七条	中国人民は、法律の定める資格によって文武官職の任を拝し国務を職掌する権利と、選挙・被選挙権を有する。	日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得（第一九条）
第二十八条	中国臣民（原文のママ）は皇帝に対して臣または民を自称する。	
第二十九条	中国人民は、法律に依って兵士となり国家を衛る義務を有する。	日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス（第二〇条）
第三十条	中国人民は、法律に依って税金を完納する義務を有する。	日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス（第二一条）
第三十一条	中国人民は、法律に依って住居を遷移する自由を有する。	日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス（第二二条）
第三十二条	中国人民は、法律に違反しなければ、絶対に逮捕、監禁、審問、処罰を受けない自由を有する。	日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ（第二三条）

第三十三条	中国人民は、法律の定めるところによって、裁判官の裁判を受けることを請求する権を有する	日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハル丶コトナシ（第二四条）
第三十四条	中国人民は、法律による制限を除けば、自らの許諾なしに家宅の他人の侵入及び捜索を拒否する権利を有する。	日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及捜索セラル丶コトナシ（第二五条）
第三十五条	中国臣民は、法律による制限を除けば、其の秘密書簡と、電報を他人に開かれない自由を有する。	日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル丶コトナシ（第二六条）
第三十六条	中国臣民は、法律の範囲内において言論、著作、出版、集会、結社の自由を有する。	日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス（第二九条）
第三十七条	中国臣民が持つ所有権の一切は、何人も侵害できない。たとえ国家公務上の場合であっても、法律の定めに従って公平に処理すべし。	日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サル丶コトナシ（第二七条） 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル（第二七条二項）
第三十八条	中国臣民は、宗教を信ずる自由を有する。ただし国家の安全秩序を害し、臣民義務に反し、法律の範囲を超えるものがその範囲外である。	日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス（第二八条）
第三十九条	中国臣民は、法律に依って皇帝に請願する自由を有する。	日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ従ヒ請願ヲ為スコトヲ得（第三〇条）
第四十条	戒厳時、本章が掲げる第三十一条、三十三条、三十五条、三十七条は戒厳命令に従うべし。	本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ（第三一条）

（本表は、『仮定中国憲法草案』に掲げた関連条文と『大日本帝国憲法』（東京新報社、明治22年）を、筆者により作成したもの。）

旨を規定した点である。ここには、西洋式の三権分立ではなく、大臣による輔弼の形で皇帝の権力を厳しく制限しようとする張の意欲がはっきり現れている。さらに張は、歴史上の政治的の教訓を記し、宦官は「宮中事務に専務し国事に干渉できない事」[99]を『草案』に明示的に規定した。

第五に、司法に関する張の主張は以下の通りであった。

司法権は「皇帝の裁可に依って裁判所が行う」[100]ということである。上記の第一から第四に触れた所とは異なり、司法に関する部分では、張は明治憲法学とは全く異なる法理解釈を示した。即ち、張草案においては、皇帝はまず国民の同意を得て、その後に司法権を裁判所に委ねている。このような裁判所はイギリスでは、「憲法的法廷（憲法の法廷）」と称される。これに対して、明治憲法を通して見るならば、司法権は天皇の名の下に置かれることとなっている。これは、裁判所が皇帝自らの権力を守るための機関になったことを意味する。この場合、君主大権を守る見地から見ると、君主は法律案を裁可しない自由があるはずである。イギリスでは、このような裁判所は「法律的法廷（法律の法廷）」と言う。従って、「日本の裁判所はほぼ「法律の法廷」に属す」[101]のであると、張は述べる。故に、司法権については、張は「憲法の法廷」に賛成し、明治憲法と異なる法理解釈を採用したのである。

㈢ 『仮定中国憲法草案』の特徴

前節のように、張の『草案』はある程度に明治憲法学を継受した上で新しい制度を創り出しただけではなく、以下に記すように、「大綱」に対する批判を踏まえて、彼なりの工夫を加えた部分も見受けられた。

第一に、「清国」ではなく「中国」と称して、「大綱」が唱えた「万世一系、永永尊戴」に対して論駁をした。「大綱」第一条は、明治憲法を模倣して、「万世一系の大清皇帝が大清帝国を統治す、永永に尊戴されるべし」と規定したが、張によると、「万世一系」は日本特有のものなので、清国がそれを借りて皇位を規定するのは「三代上下の皇

帝がその地位を失う」だけでなく、「朝廷を尊重しているように見えるが逆に朝廷を蔑ろにする」[102]結果となり、これを「纘先王緒、垂子孫統（先代の皇帝の統治を引き継いた皇帝の子孫が国を統治するという意味―筆者）」に変えるべきであると述べた。そして、清国は一時期の国名で、「中国」という用語は昔から変わらず用いているので、国家名称は清国でなく中国にすべきである。但し、国際条約を締結する際には、清国建国以来「大清国」を使っているので、国際上の便宜のために、中国ではなく清国を用いるべきだとした。

第二に、『草案』は、「皇帝は天の如く、臣民は皇帝に対して罪を犯さず」と規定しているが、明治憲法を模倣した「大綱」が規定する「君上は神聖にして侵すべからず」[103]を踏襲していない。張は明治憲法第三条の解説において、末岡精一の言葉を引用して、天皇の神聖不可侵は日本固有の神の統治の事実に合致するものであり、欧州諸国の歴史の中では神聖は特に意味はなく、不可侵は君主無責任と君主の尊厳の保護を意味するとしている。張によると、中国の場合、皇帝を称揚する際に、主に『尚書・大禹謨』にある「乃聖乃神乃文乃武」の言葉が使用される。もし「神と聖」で君主を称揚すれば、「文もなく武もない」として君主を貶しめる虞がある。そして、「侵」も君主を敵と見なす意味を含むので、この言葉を憲法に載せることは君主自らを貶めることを意味する。故に、張は中国伝統の言語的脈絡に沿って「天」を君主の代わりとすることが最も良いと主張した。

第三に、「摂政」の他に、権限及び地位が「摂政」にほぼ相当する「監国」が『草案』には設けられている、明治憲法の法理に従って、「摂政」は君主が未成年の時、または久しく故障がある時に皇族会議と枢密顧問の合議によって設置される機関として『草案』上に位置付けられた。ただし、張は、所謂「君主が無能力且つ有故障」の時に摂政を置くべきだが、監国は「君主が有能力かつ故障がある」時に設置されるべきである、とする。また、摂政は「皇族及び大臣によって推挙され」、「君主の命令に服従する必要がない」のに対して、監国は「君主の意思によって自由に設置され」、「君主の命令に従って行動」[104]する。それだけではなく、摂政は「一人に限って」、「在職中に責任を負わな

いが、退職の時に責任を負」い、監国は「数人設置しても構わ」ず、「在職中であっても責任を負う」[105]べきであるとされた。そもそも、「監国」とは、中国で長い歴史を有し、ほとんどの皇太子が監国を務めた。更に、この『草案』を起草した際に、清国朝廷で一名の「監国摂政王」が在職中であったこともあり、張において中国特有の歴史や伝統を十分に配慮するために、規定を設けたと、筆者は考える。

第四に、『草案』本文の他に「憲法に属しないが性質が公法に属する」[106]二つの条文を附則の形で設けた。その一つ目は、「大同（国家も階級もなく、人々が平等で自由な理想社会―筆者）を現れるために服を清潔する」ことであり、その二つ目は、「礼節を変通して繁文を免れる事」である。前者の目的は「弁髪を切って服装を変え」て、容貌と風采を世界各国と一致させる所にある。張は、「日本の明治維新が始まった時、髪と服を変える命令を下して（中略）三十年で勢力を東亜に広め、威光を世界に広めた。その中でも、髪と服の様式の変更は重要な措置であった」[107]等、日本の経験を引用して自説を主張した。そして、後者の目的は「跪拝の礼（ひざまずいて頭を地につける礼）」の廃止を求めている。その理由は、中国と西洋の礼節が同一ではないからである。もし西洋人が中国で中国伝統の「跪拝の礼」をしなければ、「主権を失って、国体を喪失する」[108]ために、張は「跪拝の礼」を「脱帽鞠躬の礼（帽子を脱いでお辞儀をする事）」に変えるべきであると唱えた。張による『草案』の最後のこの二つの附則は、気風を粛正して、憲政実行の準備をするための具体的な措置であった。理論的には憲法に追加すべき性質の事柄ではないが、張は旧慣を捨てて新しい風俗を打ち立て、中国がいち早く国際社会に受け入れられることを願っていたと考えられる。

四　辛亥革命以降の君主制憲法草案――馬吉符と『憲法管見』

辛亥革命により、一九一二年元旦に共和制の中華民国が発足した。中華民国初期に、中国の民間においては数えき

れないほどの憲法草案が作られた。前述した張の『草案』に見られた学理解釈が、そうした多くの民間草案では踏まえられておらず、そこに近代中国憲法学の痕跡を考察することは難しいといわざるを得まい。しかし、本稿は、馬吉符が書いた憲法草案を中心とする著作――『憲法管見（以下、『管見』）』[109]を近代中国憲法学の系譜上に位置付けられるものとして看做すこととしたい。その理由は主に以下の二つである。

第一に、馬の草案は君主制に立脚するもので、中華民国の発足後から袁世凱の帝位に就く前までに書かれたものである。且つ『管見』の第一発見者である崔学森[110]の考証によると、『管見』の起草は、楊度らの籌安会[111]及び袁の帝政実行と密接な関係を有している。つまり、馬の『管見』は国体が共和制に変わった後、共和制草案が数多く作られる中で珍しい君主制草案であったということだけでなく、『管見』からは袁世凱の帝政実行以降の憲法構想及びその憲法学を窺うことが出来るのである。よって、『管見』は他の草案には見られない歴史的意義を有していると考えられる。

第二に、『管見』は中華民国期に書かれたものだが、その基本構成は依然として明治憲法に拠っていたものの、それにとどまらない内容を見出すことができる。崔はそれが袁の「復辟（＝帝制復活）」の為のものであり、憲政の潮流に背く反動的な性質のものであると、『管見』を厳しく批評[112]した。ただし、憲法制定史と憲法学説史の視座から『管見』の背後に隠れている明治憲法とは異なる憲法法理を詳細に分析する必要があると、筆者は考える。

よって、以下、本稿は明治憲法学との比較を通じて、同時に君主制と共和制の制度的な特徴を持つ『管見』を考察し、起草者である馬における憲法的思考を明らかにしたい。

㈠　馬吉符と『憲法管見』の構成

馬吉符は、一八七六年に安徽省懐寧に生まれた。安慶鳳鳴書院で教育を受けた彼は独学で英語と日本語を学んだ。一五歳で貢生となり、二五歳の時に四川省の提督としての馬維騏の下で勤め始めた。翌年、彼は馬提督の推薦を得て、

清国政府駐チベット大臣の所に勤め始めた。馬はチベットに在任した間に、「積極的にチベットの政治・経済社会を発展させる一方、国際法を用いてイギリスやロシアなどの列強諸国と外交闘争を行い、チベットの主権を守るために重大な貢献を果たした」[113]。民国のもとでは、馬は蒙藏局僉事などの職を歴任して、一九一九年に亡くなった。

『管見』を書く際に馬は先ず、「君主と民主は、固より善し悪しがない。一国の国情に適合することは一番重要なことである」[114]と唱えた。同時に、彼はまた欧米の学説に没頭する知識人たちに「国際の情勢を知らず、国内の実情も知らず、まさに「足を削って靴に合わせる」ようであり、「自殺行為に相当する」[115]と批判した。馬によると、清国政府は「偽立憲」のせいで人民の支持を失い、革命を引き起こした。ただ当時の情勢に迫られ、国体は共和と宣言された。しかし、中華民国が成立してから四年以来の状況を鑑みて、「暴徒は全国において混乱を起こさせ、外交は厳しい情勢に囲まれている。所謂共和の恩恵を受けた民は一つさえもなかった」[116]ので、この調子でいけば、「中国は古代インドとエジプトのように、百科事典に載せられる一つの名詞になる恐れがある」[117]。故に、馬は「国はそれぞれの国性（国の本質—筆者）と国情（国の状況—筆者）がある。国性と国情の間にその国の精神が宿る」[118]と唱えた。このように、馬は民国初年の混乱な状況に焦点を合わせて、「中国の歴史及び民衆の慣習から中国の立国精神を求め」[119]た結果、「（中国では）君主制を実行しないと立憲できない」[120]という結論を出して、さらに一歩進んで帝政を主張し、「独逸と日本の憲法から多くの啓発を受けて」、「中国固有の精神に依り、各国の憲法を参照した上で」[121]、『管見』という憲法草案を作成したと述べている。**表6**は明治憲法と範した『管見』の章構成、**表7**は統治権に関する明治憲法条文との対比を示したものである。

表5と表6を見ると、『管見』は章構成において明治憲法を模倣しているが、具体的な条文と憲法法理体系の構築は明治憲法及び明治憲法学とは明らかに別物である。そこで、次節では、憲法学の視座で『管見』に現れた憲法理論体系を分析する。その際、『管見』の主権と統治権との関係を示した**図3**を踏まえつつ、検討を試みることとした。

表６　『管見』の章構成

憲法管見			明治憲法	
章	見出し	条文	章	見出し
第一章	総綱	第１－２条		
第二章	大皇帝	第３-17条	第一章	天皇
第三章	帝国臣民	第18-32条	第二章	臣民権利義務
第四章	帝国議会（立法院、参政院）	第33-50条	第三章	帝国議会
第五章	行政	第51-55条	第四章	国務大臣及枢密顧問
第六章	司法	第56-60条	第五章	司法
第七章	会計	第61-70条	第六章	会計
第八章	付則	第72条	第七章	補則

（本表は、『憲法管見』と『大日本帝国憲法』（東京新報社、明治22年）を典拠とし、筆者により作成したもの。）

表７　憲法管見と明治憲法の条文比較

憲法管見	明治憲法
帝国は万世不易の大皇帝により統治する（第一条）	大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス（第一条）
大皇帝は国の元首として憲法に依り統治権を総覧する（第三条）	天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ（第四条）
皇帝が未成年の時にまたは他の必要がある場合に摂政を置く（第五条）	摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ（第十七条）
大皇帝は帝国議会を招集して……立法院を解散する際に参政院の同意を得るべき（第六条）	天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス（第七条）
大皇帝は皇室典章を作る。帝国議会の関与はいらない。ただし皇室典章は憲法に抵触できない（第十六条）	皇室典範ノ改正ハ帝国議会ノ議ヲ経ルヲ要セス 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス（第七十四条）
大皇帝は議会の協賛をもって立法権を行う（第三十三条）	天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ（第五条）
大皇帝は参政院の同意を得たら、立法院が議決した法律案を公布しないことができる（第四十条）	凡テ法律ハ帝国議会ノ協賛ヲ経ルヲ要ス（第三十七条）

行政は大皇帝が特任する国務卿により協賛する。全て法律勅令及び国務に関する詔は国務卿の副署を要する（第五十一条）	国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス 凡テ法律勅令其ノ他国務ニ関ル詔勅ハ国務大臣ノ副署ヲ要ス（第五十五条）
司法は大皇帝が任命した法官が組織した法院（裁判所）により行う（第五十六条）	司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ（第五十七条）
法院は法令に従って訴訟を審理する ただし重要な案件は大皇帝の決定に任せる（第五十七条）	
（会計について）以下の事項は大皇帝の許可なしに改正できない：①国家義務に属すもの②法律が定めたもの③条約実行の為のもの④陸海軍の編制の為のもの（第六十八条）	憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議会之ヲ廃除シ又ハ削減スルコトヲ得ス（第六十七条）
大皇帝または立法院三分の二以上の議員が本憲法を修正する提議をした場合には、議会議員五分の四以上の出席及び出席議員の四分の三以上の賛成を得た上で修正案を大皇帝に上奏し、国民会議を招集して修正案を審議する（第七十二条）	将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議会ノ議ニ付スヘシ 此ノ場合ニ於テ両議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス（第七十三条）

（本表は、『憲法管見』に掲げた関連条文と『大日本帝国憲法』（東京新報社、明治22年）を典拠とし、筆者により作成したもの。）

㈡ 『憲法管見』の分析

第一に、統治権と皇帝権力について、『管見』は君主制憲法草案であると前述したが、より厳密に言えば、実のところ、純粋な君主専制ではない。それは君主制と共和制を融合する体制であったと考えられる。『管見』の統治権及び皇帝権力に関する規定からその特徴を窺うことができる。『管見』は民国期に書かれたが、『中華民国約法』とは異なり、主権を規定せず、一部の統治権を国家元首としての大皇帝に帰属させた。かつ明治憲法のような「天皇大権」は『管見』にはない。結論を先取りすると、『管見』にある明治憲法と全く異なる一連の条文は、皇帝権力に対する制限と看做すべきであると、筆者は考える。即ち、君主制憲法草案であるが、皇帝が掌握するのは統治権の「全部」ではなく「大部分」である。以下、この結論を、立法権、行

図３　『管見』における主権と統治権の関係

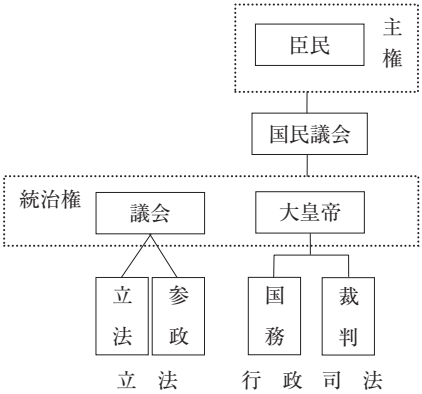

政権、司法権、憲法改正権から考察する。

第二に、立法権について、議会は立法院と参政院から成る。大皇帝も議会の「協賛」を得て立法権を行うが、明治憲法と違って、大皇帝は議会全体を解散することができない。ただし、参政院の同意によって立法院だけを解散できる。また、参政院の同意を得ないと、立法院が議決した法律案を不公布することができない（第四〇条）。この規定に従って、法律案は、名目上は大皇帝の裁可によって公布されるが、実際には大皇帝が不裁可する余地はあまりない。よって、『管見』の立法権は明治憲法にある天皇大権の一部分ではなく、皇帝権力と対抗し得る統治権の一部分として『管見』上に位置付けられたと言えよう。また、立法院が解散中に参政院は開院できない（第四三条）ことを考慮すれば、名目上大皇帝は議会と共に立法権を有するが、実際の立法過程の中で主導的な役割を果たすのは議会であると推測できる。大皇帝は手続上の裁可及び公布を単に行うに過ぎない。

第三に行政権は、明治憲法と同じく、皇帝が任命した国務卿（国務大臣）が協賛し（第五一条）、具体的な実行は各部大臣が法律により行う（第五二条）。国務卿及び各部大臣が法律に反する際には、行政裁判所に相当する「粛政庁」と「平政院」が調査及び審理を担当する（第五四条）。これらの国務卿に関する規定は形式的には大皇帝の権力を

制限したが、国務卿は大皇帝によって任命されるため、強い制限ではない。国務卿は単に皇帝の代わりに行政上の責任を負うに過ぎない。この他に、会計については、明治憲法では政府の同意を得ないと改正できない予算を規定したが、『管見』では全て大皇帝の許可がなければ改正できないとされ（第六八条）、大皇帝の権力を強化した。

第四に、司法権については、司法権独立の原則を採用しなかった。明治憲法の「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」のに対して、『管見』では「司法は大皇帝が任命した法官が組織した法院により行い（第五六条）」、かつ「重要な案件は大皇帝の決定に任せる（第五七条）」ものとされた。つまり、『管見』は司法権を全て大皇帝に与えた。『管見』によると、司法権は行政権と共に大皇帝の統治権に属する。

第五に、憲法制定及び改正権について、明治憲法のように、立憲君主制では、憲法は君主によって定められ、憲法改正の際には君主が改正案を提出して議会が審議を行うことが想定されよう。しかし、『管見』の規定によると、大皇帝だけでなく立法院三分の二以上の議員も憲法修正案を出すことができる。議会が修正案を可決した後、大皇帝は更に「国民議会」を招集して憲法改正を行う。よって、『管見』における憲法改正権は国民に相当する臣民全体にある。言い換えれば、憲法制定権は主権者によって行使されるので、『管見』では、主権は臣民全体が持ち、大皇帝は議会と共に統治権を行使するにとどまる。

以上の分析を纏めると、馬は民国初期に袁世凱のために「国民主権の君主制憲法構想」を作り出した。清国末期の憲法学の論著と比べると、『管見』の構成は明治憲法の影響を受けているが、主権を分立して、大皇帝＝国家元首の権力に制限を加える共和制の色彩が強い。それだけでなく、馬は統治権を二つに分けて、半分を行政権と司法権の形で皇帝に付与し、残す半分を立法権として国民に帰属させようとした。この馬の構想は、民国以降の知識人が民国初期の混乱に鑑みて、弱い共和政治を一変させ、憲法を中央集権の守りと看做して、植民地化の危機を脱するために、中国伝統の君主制度に基づきつつ共和制憲法及び憲法学を継受し、新たな君主制を創出しようと試みた一例なのでは

ないだろうか。

おわりに

本稿では国体、主権、統治権理論を中心に、近代中国憲法学の全景図を描き出した。その際、近代中国憲法学の背景にある明治憲法学的な要素を明らかにし、近代中国の憲法学が明治憲法学の継受の下に形成された状況を明らかにした。また、袁世凱の策士たちが、袁が帝位に就くために起草した、君主専制と共和制の特徴を兼ね備えた憲法草案やその学理形成に影響を及ぼした明治憲法的要素を明らかにした。

一九四九年、中華人民共和国の建国に伴って、中国の憲法はソビエト型の憲法に転向した。だが、中国経済が「中成長」[122]段階を迎えることに伴い、中国式の憲法政治体制の改革と自国の憲法学体系を構築する必要性は喫緊の課題となっている。戦後日本の憲法学の泰斗、芦部信喜の『憲法』[123]が中国語に訳され、清華大学林来梵教授が著した『憲法学講義』[124]も基本的に芦部憲法学をその指導理論としているように、中国では芦部憲法学の観点から、現代中国の憲法・憲政問題の解決に取り組み始めている。

近代中国における憲法学の誕生の過程に明治憲法及び明治期の憲法学的要素を明らかにする本研究は、近代憲法学の日中両国間の継受関係を解明するだけではなく、現代中国憲法学の創立とその発展のためにも極めて重要な意義があると、筆者は考える。

（1）嘉戸一将『主権論史』（岩波書店、二〇一九年）、一七三頁。

（2）呉迪「近代日中両国における憲法基本概念の連鎖と展開」『法学政治学論究』（一二五号、二〇二〇年）を参照されたい。

(3) 呉迪「近代日中両国における憲法基本概念の連鎖と展開」。呉迪「近代中国の憲法制定と明治憲法」『法学政治学論究』(一二二号、二〇一九年)。

(4) 明治憲法学の全体像について、鈴木安蔵『日本憲法学説史研究』(勁草書房、一九七五年)を参照されたい。同書は、まず明治憲法学の発展時期を区分し、次に日本憲法学の範型―ドイツ国法学の形成とその方法論を紹介し、さらに憲法学者と彼らの著作を対象にして、明治憲法が公布後の日本の憲法学の芽生え、形成、展開、乃至その最期について詳細な研究を行った。

(5) 周叶中編集『憲法』(北京大学出版社、二〇〇九年)、一七～二二頁。

(6) 周叶中編集『憲法』、一八頁。

(7) 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』(岩波書店、昭和四二＝一九六七年)、一二五頁。

(8) この点については、呉迪「近代中国の憲法制定と明治憲法」を参照のこと。

(9) 夏新華「讓歴史告訴未来」『近代中国憲政歴程：史料荟萃』(中国政法大学出版社、二〇〇四年)、一五頁。

(10) 夏新華「讓歴史告訴未来」、一六頁。

(11) 孫祥偉「東南精英群体的代表人物―湯壽潛研究」(上海大学博士学位論文、二〇一〇年)は湯に対する研究の中で最も包括的な著作である。湯自身に関する研究については、本稿では詳述しない。

(12) 邵勇「從危言看湯壽潛早期憲政思想」『漸江工業大學學報(哲学社会科学版)』(第六巻第一期、二〇〇七年)。また、『危言』という著作は主に、民間人による経済・経営の拡大と中央政府で議院を設立することを主張した。

(13) 王人博『近代中国的憲政思潮』(法律出版社、二〇〇三年)、四六頁。

(14) 都樾「湯壽潛佚著憲法古義考證」『江蘇教育学院学報』(第二期、二〇〇七年)、六二頁。

(15) 湯寿潜「湯遣学使遊歴粤省演説詞」『湯壽潛史料專輯』(蕭山市政治協商會議文史委員會、一九九三年)、五八五頁。

(16) 都樾「湯壽潛佚著憲法古義考證」、六二頁。

(17) 例えば邵勇「湯壽潛憲政思想論析」『中北大学学報(社会科学版)』(第二七巻四期、二〇一一年)、邵勇「湯壽潛憲法古義憲政思想論析」里贊編『近代法評論(第二巻)』(法律出版社、二〇〇九年)等。

(18) 例えば劉練軍「附會的立憲認知：湯壽潛憲法古義評述」『紀念辛亥革命百周年學術研討會論文集』(法律出版社、二〇一二年)、劉練軍「湯壽潛立憲思想之當代省思」『法学』(第五期、二〇一一年)等。

(19) 学術界が行った真の立憲と偽の立憲をめぐる議論については、呉迪「近代中国の憲法制定と明治憲法」、一七二頁を参照されたい。

(20) 湯寿潛『憲法古義（巻二）』（点石斎書局、光緒三一年）、序言、二頁。

(21) 湯寿潛『憲法古義（巻二）』、序言、二頁。

(22) 湯寿潛『憲法古義（巻二）』、序言、二頁。

(23) 劉練軍「附會的立憲認知：湯壽潛憲法古義評述」、八七頁。

(24) 有賀長雄『大臣責任論』（明法堂、明治二七年）、一二頁。

(25) 湯寿潛『憲法古義（巻二）』（点石斎書局、光緒三一年）、六頁。

(26) 湯寿潛『憲法古義（巻二）』、六頁。

(27) 湯寿潛『憲法古義（巻二）』、六頁。

(28) 湯寿潛『憲法古義（序文）』、一頁。

(29) 湯寿潛『憲法古義（序文）』、一頁。

(30) 湯寿潛『憲法古義（序文）』、一頁。

(31) 湯寿潛『憲法古義（序文）』、一頁。

(32) 湯寿潛『憲法古義（序文）』、一頁。

(33) 劉練軍「附會的立憲認知：湯壽潛憲法古義評述」、八三頁。

(34) この点については別稿で扱いたい。特に、現代の中国において憲法学が構築されている今日、中国伝統の「憲法学的要素」をどのように現代化すべきかは重視しなければならない課題である。

(35) 王の履歴について、http://news.66wz.com/system/2019/10/22/105203326.shtml を参照されたい。

(36) 王鴻年『憲法法理要義』（王惕斎、明治三五＝一九〇二年）。

(37) 王鴻年『憲法法理要義』、序言、一頁。

(38) 王鴻年『憲法法理要義』、序文、二頁。

(39) 穂積八束『修正増補憲法提要』（有斐閣、昭和一〇＝一九三五年）、一〇六頁。

(40) 王鴻年『憲法法理要義』、序文、二～三頁。

(41) 王鴻年『憲法法理要義』、一頁。
(42) 王鴻年『憲法法理要義』、九頁。
(43) 穂積は「国体」について以下のように纏めた。「国体ト謂フノ成語ハ其ノ用例一ナラス従来ノ通用トシテハ広ク国家民族ノ特性ヲ指称ス、主権ノ所在如何亦固ヨリ其ノ国ノ特色ノ一タリト雖、必シモ之ニ限ルノ意義ニハ非サルナリ。然レトモ今茲ニ国家ヲ専ラ法理ノ方面ヨリ観察スルトキハ、主権の所在如何ハ極メテ重要著大ナルノ特徴タリ而モ適切ニ之ヲ表示スルノ成語ナシ、故ニ予ハ国体ト謂フ語ヲ之ニ充テ、以テ法理ノ解説ニ便ス」。穂積八束『憲法提要』(有斐閣、明治四三=一九一〇年)、五二頁。
(44) 王鴻年『憲法法理要義』、一〇頁。
(45) 王鴻年『憲法法理要義』、一〇頁。
(46) 王鴻年『憲法法理要義』、一〇頁。
(47) 穂積八束『憲法提要』(有斐閣、一九一〇年)、長尾龍一編『穂積八束集』、(信山社、二〇一〇年)、四九頁。
(48) 『憲法提要』(有斐閣、一九一〇年)、長尾龍一編『穂積八束集』、八三頁。
(49) 王鴻年『憲法法理要義』、一〇頁。
(50) 穂積八束「帝国憲法ノ法理」上杉慎吉編『穂積八束先生論文集』(有斐閣、大正二=一九一三年)、一九頁。
(51) 穂積八束「帝国憲法ノ法理」上杉慎吉編『穂積八束先生論文集』、一九頁。
(52) 穂積八束『修正増補憲法提要』、一六五頁。
(53) 王鴻年『憲法法理要義』、一七頁。
(54) 王鴻年『憲法法理要義』、一五頁。
(55) 王鴻年『憲法法理要義』、一五頁。
(56) 王鴻年『憲法法理要義』、一五頁。
(57) 蘇濤「馬堅:歴史啓蒙者的長影」。http://www.chinaislam.net.cn/cms/zt/mhtml/czjs/201811/24-12798.html。
(58) 姚繼德『雲南伊斯蘭教史』(雲南大学出版社、二〇〇六年)、一二五頁。
(59) 当時に刊行された機関紙は『醒回篇・伊斯蘭』(寧夏人民出版社、一九九二年)に収録されている。
(60) 保廷樑『大清憲法論』(上海江左書林、一九一〇年)、慶應義塾大学図書館所蔵。

(61) 保廷樑『大清憲法論』、緒論、一頁。
(62) 保廷樑『大清憲法論』、一一頁。
(63) 保廷樑『大清憲法論』、一四頁。
(64) 保廷樑『大清憲法論』、二一頁。
(65) 保廷樑『大清憲法論』、五四頁。
(66) 保廷樑『大清憲法論』、八七～九二頁。
(67) 保廷樑『大清憲法論』、三二三頁。
(68) 保廷樑『大清憲法論』、三二四頁。
(69) 保廷樑『大清憲法論』、四五〇頁。
(70) 保廷樑『大清憲法論』、四五〇～四五一頁。
(71) 保廷樑『大清憲法論』、二六三頁。
(72) 保廷樑『大清憲法論』、二六三頁。
(73) 保廷樑『大清憲法論』、二六九～二七三頁。
(74) 保廷樑『大清憲法論』、一八三～一八四頁。
(75) 保廷樑『大清憲法論』、二〇〇頁。
(76) 保廷樑『大清憲法論』、自叙、七頁。
(77) 保廷樑『大清憲法論』、自叙、七頁。
(78) 保廷樑『大清憲法論』、自叙、八頁。
(79) 保廷樑『大清憲法論』、自叙、八頁。
(80) 保廷樑『大清憲法論』、自叙、八頁。
(81) 保廷樑『大清憲法論』、自叙、九頁。
(82) 保廷樑『大清憲法論』、自叙、九頁。
(83) 保廷樑『大清憲法論』、自叙、九頁。
(84) 保廷樑『大清憲法論』、自叙、一一頁。

(85) 張に関する先行研究は、主に彼の政治運動の経歴に集中している。例えば、陳鈞「論清末湖北的保路闘争」『湖北大学学報』(第五期、一九八六年)、胡繩武「民元南京参議院風波」『近代史研究』(第五期、一九八九年)などである。
(86) 張伯烈『仮定中国憲法草案』(独叢別墅、一九一〇年)。
(87) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、序文、九頁。
(88) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、序文、九頁。
(89) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、序文、一〇頁。
(90) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、序文、一二頁。
(91) 張群「中国近代的住宅不可侵犯権」『中国政法大学学報』(第四期、二〇〇八年)。
(92) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、六頁。
(93) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、二一頁。
(94) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、一〇頁。
(95) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、三五～三六頁。
(96) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、五二頁。
(97) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、五二頁。
(98) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、五四頁。
(99) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、五五頁。
(100) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、五七頁。
(101) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、五七頁。
(102) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、二～三頁。
(103) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、三～四頁。
(104) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、二二頁。
(105) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、二二頁。
(106) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、六九頁。
(107) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、七一頁。

(108) 張伯烈『仮定中国憲法草案』、七四頁。

(109) 馬吉符『憲法管見』（同益印書局、一九一五年）。呉海鷹編集『回族典蔵全書（政史類一一九冊）』（甘粛文化出版社、二〇〇八年）に収録されている。

(110) 崔学森「共和国中的君憲方案」山梨学院大学『或問』（三二期、二〇一七年）、二五～三三頁。

(111) 籌安会は楊度など六人の知識人が一九一五年に発足した政治団体である。彼らは当時の中華民国大総統袁世凱の帝位に就くことを支持し、帝政実行と君主立憲を主張した。

(112) 崔学森「共和国中的君憲方案」、三三頁。

(113) 崔学森「共和国中的君憲方案」、二七頁。

(114) 呉海鷹編集『回族典蔵全書（政史類一一九冊）』、四一五頁。

(115) 呉海鷹編集『回族典蔵全書（政史類一一九冊）』、四一五頁。

(116) 呉海鷹編集『回族典蔵全書（政史類一一九冊）』、四一六頁。

(117) 呉海鷹編集『回族典蔵全書（政史類一一九冊）』、四一六頁。

(118) 呉海鷹編集『回族典蔵全書（政史類一一九冊）』、四一七頁。

(119) 呉海鷹編集『回族典蔵全書（政史類一一九冊）』、四一七頁。

(120) 呉海鷹編集『回族典蔵全書（政史類一一九冊）』、四一七頁。この言葉の出典は袁世凱の策士である楊度が書いた「君憲救国論」である。

(121) 呉海鷹編集『回族典蔵全書（政史類一一九冊）』、四一八頁。

(122) 大西広が著した『格差社会から成熟社会へ』（大月書店、二〇〇七年）、『成長国家から成熟社会へ』（共栄書房、二〇一四年）、『中成長を模索する中国：「新常態」への政治と経済の揺らぎ』（慶應義塾大学出版会、二〇一六年）、『長期法則とマルクス主義』（花伝社、二〇一八年）など一連の著作を参照されたい。

(123) 芦部信喜著、林来梵等訳『憲法（第六版）』（清華大学出版社、二〇一八年）。

(124) 林来梵『憲法学講義（第三版）』（法律出版社、二〇一八年）。

呉　迪（ゴ　テキ）
所　　属　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程二年
専攻領域　比較法制史
主要著作　「近代中国の憲法制定と明治憲法」『法学政治学論究』第一二二号（二〇一九年）
「近代中国の法制整備と岡田朝太郎」『法学政治学論究』第一一四号（二〇一七年）
「近代中国憲政と清水澄」『法学政治学論究』第一一二号（二〇一七年）